

事務連絡
平成28年3月25日

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課地域保健室

公衆衛生医師確保の先行事例の情報提供について

公衆衛生医師の確保については、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）（別紙1）に基づき、国は地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行うこととされたところです。

一方、全国の地方公共団体に対して実施した「公衆衛生医師確保の実態把握について」（平成27年9月16日付け事務連絡）の結果、通常の求人活動として考えられるような取組が、地方公共団体においてほとんど行われていない実態が判明したところです（別紙2）。このため、地方公共団体において主体的かつ積極的な取組が進むよう、公衆衛生医師確保に向けた取組の好事例集を作成しましたので、就職説明会等での広報や公立の医療機関等への広報等において活用するなど、公衆衛生医師確保に向けてのより一層積極的な取組を行うようお願いします。

また、「地方自治体における公衆衛生医師職員の確保と育成に関するガイドライン」（平成25年度地域保健総合推進事業：全国保健所長会協力事業）を活用し、公衆衛生医師の職務に関する普及啓発や、育成・確保のための行動計画の策定・評価を行うなど、積極的かつ効果的な取組により、公衆衛生医師の確保・育成に向けての努力を引き続きお願いします。

なお、厚生労働省では、公衆衛生の向上と増進の観点から、平成16年3月10日に「公衆衛生医師確保推進室」を設置し、同年6月23日から公衆衛生医師確保推進登録事業（※）を実施することにより、地方公共団体における医師確保の環境整備を図ってきているところですが、公衆衛生に従事することを希望する医師（以下「希望医師」という。）の登録を促進するため、公的な医療機関等を通じての医師への周知を図るようお願いします。

※公衆衛生医師確保推進登録事業

保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保推進を図るため、希望医師の情報及び公衆衛生に従事する医師を必要とする地方公共団体（以下「登録自治体」という。）の情報をそれぞれ登録し、希望医師及び登録自治体に対して、希望条件に合致する登録自治体及び希望医師についての情報提供を行うもの。

<厚生労働省ホームページ（公衆衛生医師確保）>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/koushuu-eisei-ishi/index.html

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）
（抄）

地域保健法（昭 22 法 101）

（ i ）（略）

（ ii ） 公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成 27 年度中に情報提供するなど、地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行う。

公衆衛生医師確保の実態把握の結果について

平成 27 年 10 月 14 日

厚生労働省健康局健康課

I. 経緯

地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 4 条第 1 項において、保健所長は医師であることと規定されているが、第 2 項に医師を所長に充てるのが著しく困難な場合に限り、一定の条件を満たす医師でない者を所長として任命できる特例措置（以下「特例措置」という。）が規定されている。

しかし、この特例措置を活用して医師以外の者が所長に任命された事例が少ないことから、保健所における医師確保の実態を明らかにするために、全国の都道府県を対象として、平成 27 年 9 月にアンケート調査を実施した。全国 47 都道府県に調査票を送付し、すべての都道府県から回答を得た（回答率 100%）。なお、回答に当たっては、総務担当部局にも照会の上、自治体としての判断を回答するように依頼した。

II. 実態把握の結果

過去 5 年間に保健所長の兼務実績がある 24 自治体に対する特例措置活用の実態把握

1. 特例措置を活用しなかった理由（複数回答可）

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 保健所長の職責を果たすためには医師であることが望ましいため | 19 自治体 |
| ② 特例措置があることを知らなかったため | 0 自治体 |
| ③ 特例期間終了後の対応が困難であるため | 7 自治体（※1） |
| ④ 特例措置の要件が厳しいため | 7 自治体（※2） |

※1 特例措置を活用しなかった理由として、③のみを選択したのは 1 自治体のみ。

※2 「④特例措置の要件が厳しいため」を選択した理由の記述としては、「特例措置活用の要件に該当する者がいない」6 自治体、「保健所長以外の医師が保健所におらず、特例措置を活用できない」2 自治体。

養成訓練の修了実績がある 6 自治体に対する実態把握（※3）

※3 養成訓練とは、地域保健法施行令第 4 条第 2 項第 3 号に定める「養成訓練過程」をいう。

1. 養成訓練を受講させた理由

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 当時の保健所長の兼務を解消するため | 0 自治体 |
|---------------------|-------|

- ② 当時の保健所長が退職予定であったため 0自治体
- ③ 将来的な配置に備えるため 6自治体
- ④ その他 0自治体

2. 有資格者がいるにも関わらず、現在、保健所長に任用していない理由

- ① 医師である保健所長が配置されているため 5自治体
- ② 専任医師を配置できないため 0自治体
- ③ 特例期間経過後の処遇上の問題があるため 0自治体
- ④ その他 0自治体

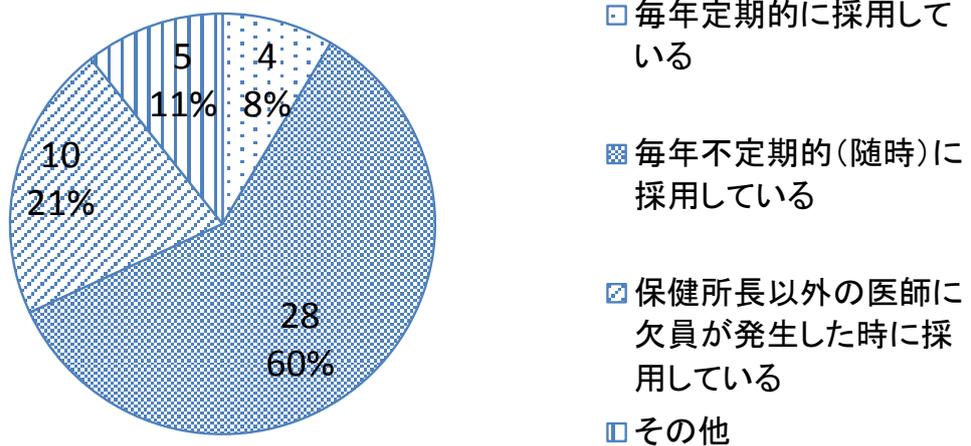
※ 1自治体は現在、有資格者を保健所長に任用している。

全自治体に対する実態把握

1. 募集の時期

- ① 毎年定期的に採用している 4自治体
- ② 毎年不定期的（随時）に採用している 28自治体
- ③ 保健所長以外の医師に欠員が発生した時に採用している 10自治体
- ④ その他 5自治体

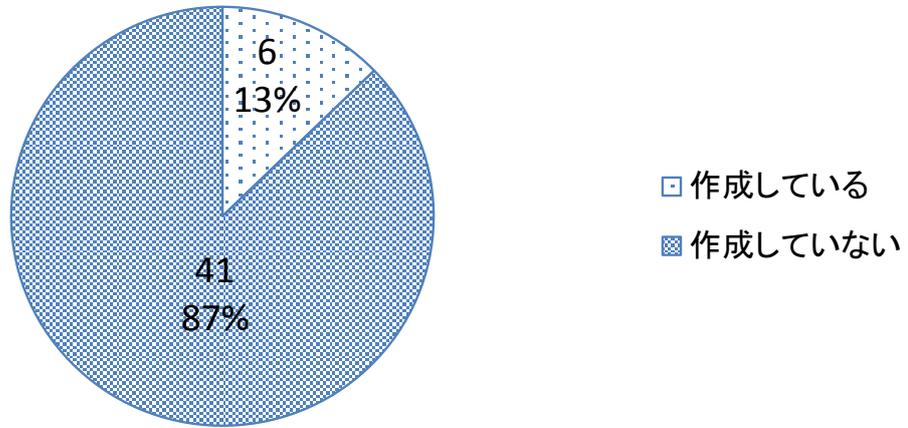
【図1. 募集の時期】



2. 具体的な公衆衛生医師の採用計画作成の有無

- ① 作成している 6自治体
- ② 作成していない 41自治体

【図2. 採用計画作成の有無】



3. 保健所長等の公衆衛生医師確保のための取組状況（複数回答可）

【図3. 公衆衛生医師確保のための取組】

